

## 介護予防 WT における検討内容について（案）

- 介護保険法に基づき、介護報酬及び事業者の指定基準は、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴いて定めることとされている。
- また、今回の改正によって新たに創設された介護予防サービスについては、検討すべき事項が広範であり、技術的な事項も多く含まれることから、介護給付費分科会における審議の参考とするため、これらの事項を予め検討する場として介護予防WTの設置が決定されたものである。

### （１） 介護予防サービスの介護報酬設定及び指定基準作成に向けての検討事項

#### ①指定基準

指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準の作成

各サービス提供に必要な人員や設備等の要件を検討

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の作成

介護予防の観点から効果的なサービス要素の内容、提供プロセス、提供に当たっての安全面の観点から配慮すべき事項等を検討

#### ②介護報酬

介護報酬設定に当たっての基本的考え方の整理

各サービスの報酬の基本的構造に関する事項の検討

介護報酬骨格・水準の設定

・介護報酬の骨格の検討  
・各サービスの報酬単価の水準の検討

### （２） 介護予防 WT における検討内容

○介護予防 WT においては、（１）の検討事項のうち、

- ①指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の素案の作成
- ②介護報酬設定に当たっての基本的考え方の整理について、検討を行う。

※なお、介護報酬の骨格及び水準については、社会保障審議会介護給付費分科会において検討を行うこととなる。